

# 第4章

## 介護等サービスの充実した まちづくり

- 施策1 介護予防・生活支援サービス事業の強化
- 施策2 介護（予防）給付サービスの充実
- 施策3 サービスの安定的な提供に向けた取組

## 方針 1

介護等サービスの  
充実したまちづくり

今後増加が見込まれる重度の要介護者や、認知症高齢者等、高齢者一人ひとりのニーズに即した、質の高いサービスの確保と、適切なサービスの利用促進について取り組むと共に、介護離職を予防するなど、介護者の支援が行えるよう、適切なサービスの提供ができる体制整備を進めていきます。

目指す姿	評価指標	現状値 第8期計画	目標値 第9期計画
リエイブルメント※への理解が進み、適切な支援やリハビリを受けている。	短期集中予防型サービスの利用者数	192人	250人
セルフマネジメント※の定着により、自立した日常生活が継続できている。	短期集中予防型サービス利用者のうち、幸せます状態になった高齢者の割合	65.6%	維持
必要な支援が、地域の実情に合った活動で提供される仕組みが整っている。	介護予防・日常生活支援総合事業における「地域幸せます型」の団体数	27団体	45団体

## 第4章

## 施策 1 | 介護予防・生活支援サービス事業の強化

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援1、2の認定を受けている高齢者及び「事業対象者※」に対して、市が提供するものです。本市では「一度身体等の機能が低下し、何等かの支援が必要になった高齢者が、元の生活に戻る」ことを目指して①訪問型サービス、②通所型サービス、③生活支援サービス、④介護予防支援事業の4つの事業を、介護事業所や地域、民間事業者との連携を図りながら実施しています。

※ 年間のサービス見込量及び利用実績は巻末に掲載

## (1) 介護予防・生活支援サービスの概要

① 訪問型サービス	予防給付型 (訪問介護相当)	身体介助が必要な要支援者に対して、訪問介護相当のサービスを行います。
	生活補助型 (基準緩和サービスA)	専門職によるサービス(身体介助)が不要で、軽易な生活支援が必要と認められる要支援者等に対するサービスです。
	地域幸せます型サービス (住民主体訪問型サービスB)	身体介助を伴わない軽易な生活援助等を行うボランティアや住民団体等の活動費を支援する補助制度です。
	栄養指導サービス (短期集中予防型サービスC)	栄養改善を目的に栄養士が6か月間に8回程度家庭訪問し、栄養指導を行うサービスです。
	移動支援幸せます型 (訪問サービスD)	通所型サービス及びそれに準じるサービスへの送迎を、サービスを提供する主体とは別の主体が行う場合に必要な費用を支援する補助制度です。
② 通所型サービス	予防給付型 (通所介護相当)	介護保険の通所介護と同様のサービスで、デイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護等や機能訓練を行います。
	生活維持型 (基準緩和サービスA)	短期集中予防型通所サービスを利用した要支援者に実施するサービスで、積極的に幸せます状態を目指すためのサービスです。
	生活維持型・地域型 (基準緩和サービスA) 例：幸せます健康くらぶ	地域の既存施設等で要支援者等を対象に実施する生活維持型サービスと同等のサービスです。
	地域幸せます型 (住民主体サービスB)	要支援者等が利用する住民主体の運営による「通いの場」において、高齢者の介護予防、閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業を行うボランティアや住民団体等を支援する補助制度です。
	短期集中予防型 (短期集中予防型サービスC)	要支援者等を対象として、3か月間、事業所に通所しながら、リハビリテーション専門職等と利用者の対話と運動を組み合わせる実施することにより、日常生活の中で、心身の状況の改善を目指すサービスです。 本市では、高齢者支援の中核に位置付け推進し、事業所による送迎が困難な地域等に対して、訪問型短期集中予防型サービスの導入を検討します。

## ③ 生活支援サービス

生活支援サービスとして、高齢者の「食」の確保及び安否確認を目的に行う、配食サービスや、高齢者の介護予防と買い物支援を一体的に行う、「幸せます健康くらぶ」等を実施しています。

幸せます健康くらぶは、地域住民と介護事業所、社会福祉法人※、民間企業が協働して行う本市独自のサービスです。

## ④ 介護予防支援事業

介護予防支援事業は、介護予防・生活支援サービスのみを利用する要支援者等の高齢者が、必要なサービスを利用できるよう、地域包括支援センター※がサービス計画（ケアプラン）を作成し、利用者とサービス提供事業者との連絡・調整を行う事業です。本市では、利用するサービス等により、ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント※）、ケアマネジメントB（幸せます状態の要支援者等に介護予防手帳を交付し、インフォーマルサービス※による支援を行うケアマネジメント）、ケアマネジメントC（配食サービスのみの利用者等を対象とする、初回のみ介護予防ケアマネジメント）があります。

幸せます状態を保ち続けるため、セルフマネジメント※しながら元気に過ごせるための項目を対象者と一緒に作成する「介護予防手帳」を活用し、サービスの利用を終了した高齢者に対しても継続した支援を行っています。

## 「幸せます状態」を目指す取組

「幸せます状態」とは、防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号介護予防支援事業に関する基準第3条第1項で防府市独自に定めた状態で、以下のいずれかを利用しながら、自分らしい生活を送るためのセルフマネジメント※が継続できることにより、介護予防給付（住宅改修、福祉用具購入及び貸与を除く）、地域密着型介護予防サービス及び別表のサービスを利用しない状態をいいます。

- (1) 地域にある住民主体の活動やサービス
- (2) 企業や商店のサービスまたはそれらの事業そのもの
- (3) 地域の活動や家族や友人など、対象者が元気に過ごしていた元の生活を支えた社会資源や対象者の生活を支えることができるあらゆる社会資源

事業の種別	サービスの種別
第1号訪問事業	予防給付型、生活補助型
第1号通所事業	予防給付型、生活維持型、生活維持短時間型、短期集中予防型

# コラム

地域で行われている、買い物支援と介護予防を一体的に実施する、防府市独自の取組

「幸せます健康くらぶ」～向島地区で実施～



第4章



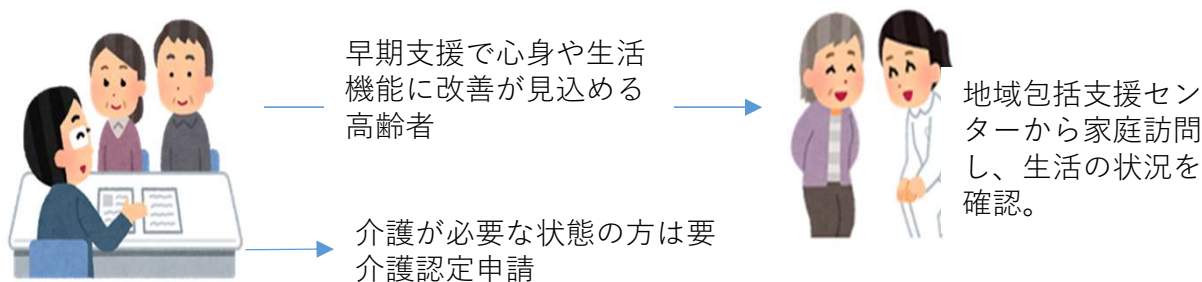


(2) 介護予防・生活支援サービス事業の提供体制

一度サービス等の支援が必要になった人でも、「元の生活に戻る」ことを目指す仕組みを、令和3年1月から開始しています。

① 生活の困りごとに着目した窓口対応

市役所や地域包括支援センター等に「サービスを利用したい」と相談に来られた市民に対して、まず、生活の困り事を丁寧に聞き取ると共に、介護保険の申請の必要性を判断するため、歩行や排泄、食事の状態、認知症の有無を聞き取るチェックリストを実施します。項目のどれかに介護が必要な方は、介護保険の申請を勧め、それ以外の方には、地域包括支援センターが家庭訪問を行います。



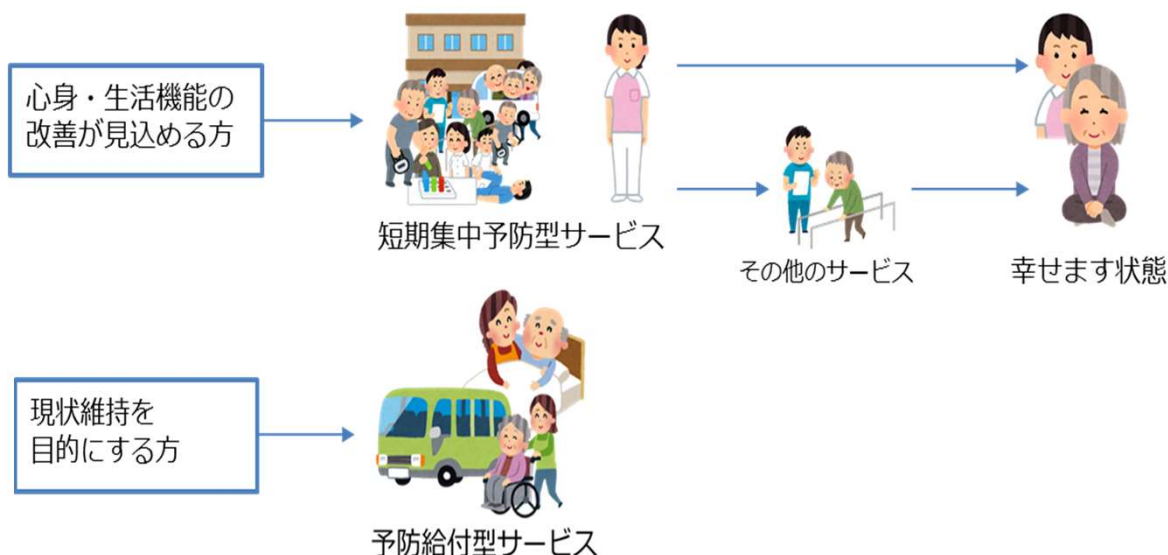
② リハビリテーション専門職の視点を入れた「訪問アセスメント※」

地域包括支援センターとリハビリテーション専門職が同伴で訪問し、生活のしづらさの解消にむけて、心身の機能回復の方法や環境整備など、より専門的な助言を行います。



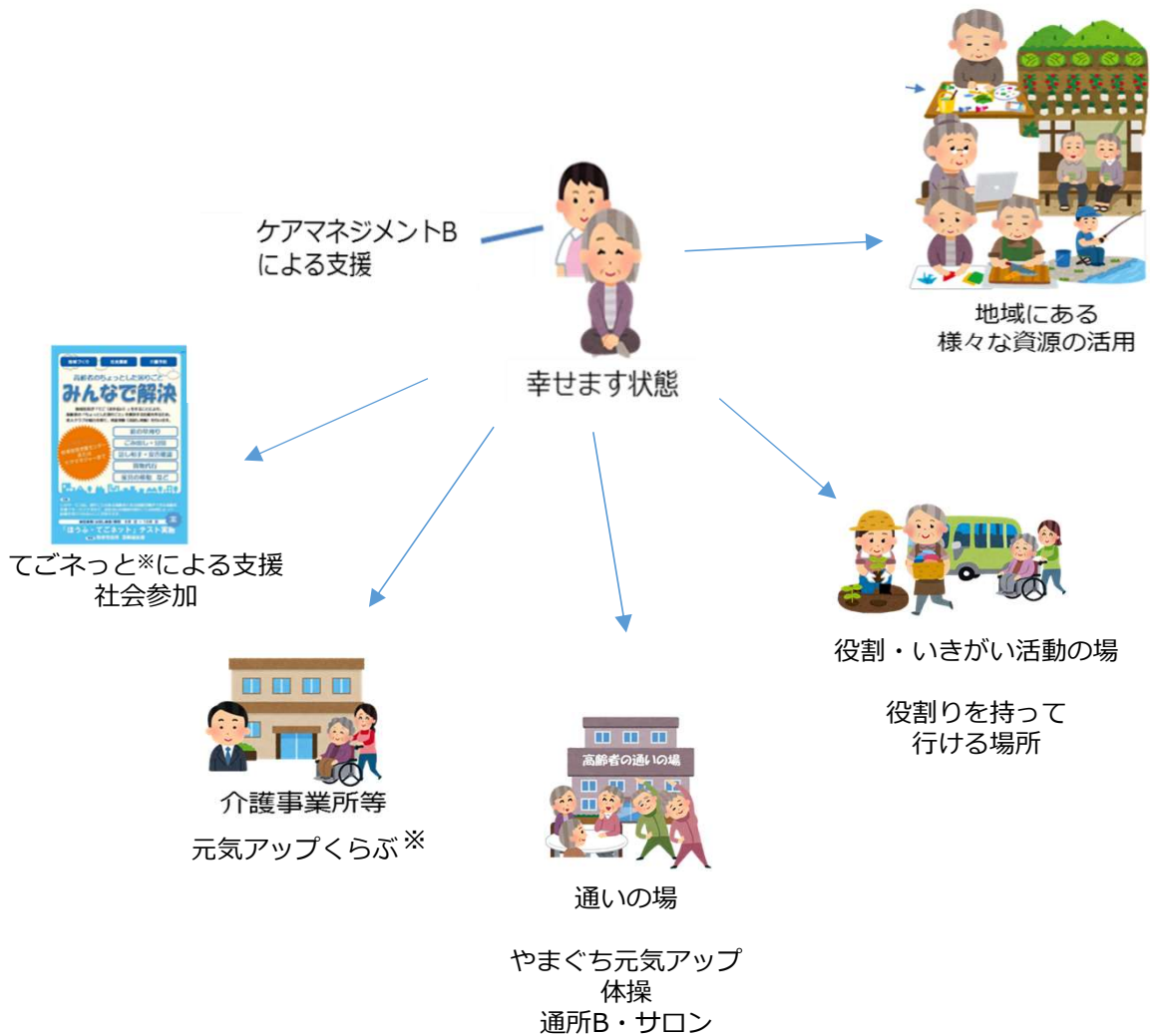
③ 元の生活を取り戻すための支援の提供

心身、生活機能の改善が見込まれる方については、訪問アセスメントで明らかになった生活のしづらさの解消を目的に、総合事業の短期集中予防型サービス等、本人の自立を支援するサービスを提供し、幸せます状態を目指します。



④ 社会資源の活用による幸せます状態の継続支援

総合事業のサービスの利用により幸せます状態になった高齢者の心身や生活機能の維持・向上のために、担当ケアマネジャー※及び地域包括支援センター※に配置する生活支援コーディネーター※、自立支援コーディネーター※、役割・いきがい支援コーディネーターが連携し、高齢者を必要な地域の社会資源につなげ、幸せます状態の維持を支援します。



第4章

⑤ 自立支援を支える体制

幸せます状態に近づき、維持するために、自立支援型地域ケア会議※「幸せます会議」を開催し、地域に必要な支援や仕組みを検討しています。

また、地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターにより、地域の社会資源の情報収集や活用方法の提案、活動の創出を行うことで、自立支援を推進する体制を支えています。

# コラム

## 「短期集中予防型通所サービス」

～専門職との面談を中心に、通所日以外の週6日の過ごし方を一緒に考えます！～

### サービス内容

- ・週1回2時間程度、12回の通所サービスと1回の訪問サービス
- ・送迎付き、利用者負担なし
- ・通所先は、介護保険適応の通所サービス事業所

### めざすところ

- ・生活の不安を取り除きます。
- ・セルフマネジメント※を可能にします。
- ・住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるようにします。



### 成果（Aさんの場合）

①サービス利用前は自身で歩くことも難しかった。自分でお風呂に入りたい、歩いて買い物に行きたいと思っていたが、サービス利用前は元気になるか半信半疑であった。

③サービスが終了して半年経った今でもサービス時に習った運動を継続し、セルフマネジメントをしながら元気を維持できている。サービス終了時はゆめタウンまで1時間かかっていたが今は35分で行けるようになった。週2回ゆめタウンまでやまぐち元気アップ体操※・買物に行っている。

②サービスの利用期間中に少しずつ改善し、お風呂に自分で入ることができるようになった。3か月、利用して、終了時には、自分でゆめタウンまで1時間かけて歩いていくことができるようになった。

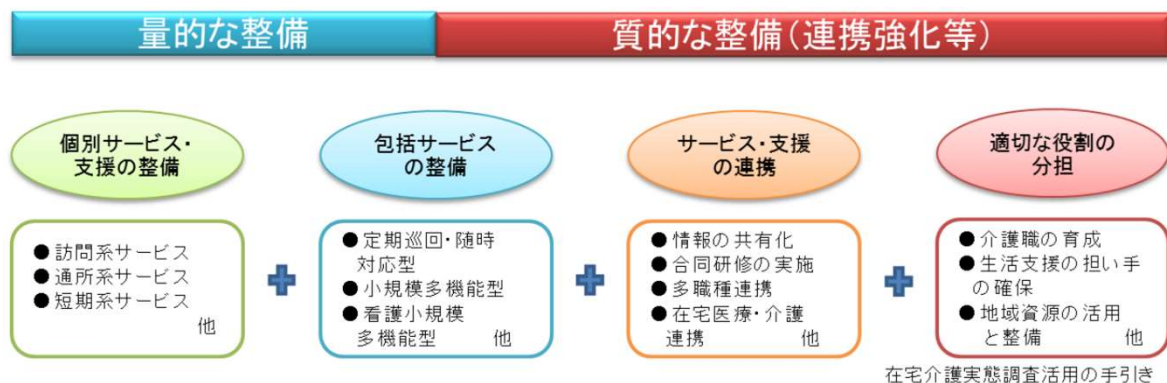




## 施策2 | 介護（予防）給付サービスの充実

要介護認定者の利用するサービスと要支援認定者の利用する一部のサービスは、介護給付（または介護予防給付）により提供しています。計画策定のために実施した各種調査（第2章参照）から判明した『本市の居住系サービスの被保険者一人あたりの定員数は全国平均より少ない』『高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するためには認知症の症状悪化や身体介護の必要性の増大への対応が必要』という結果を踏まえ、在宅介護を支える地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護や認知症対応型共同生活介護等）の整備を重点的にすすめます。

<サービス提供体制の構築方針の検討に係る「量的な整備」と「質的な改善」>



### 第4章

#### (1) 施設・居住系サービスの整備方針

山口・防府圏域の利用実績や待機者調査等に基づいて整備します。

##### ① 地域密着型サービス：認知症対応型共同生活介護の充実

共同生活住居において、認知症高齢者に対し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うもので、利用者の地域での日常生活を支えるサービスです。

現在の状況や事業者の意見等も勘案し、第8期計画において未整備の1事業所(1ユニット)の整備を1事業所(2ユニット)に変更し整備計画します。

##### ② 地域密着型サービス：地域密着型介護老人福祉施設

定員29人以下の特別養護老人ホームにおいて、入所者に対し、食事、入浴、排せつ等の介護その他の日常生活上の支援等を行うサービスです。

現在の状況や事業者の意見等も勘案し、現状維持とします。

##### ③ 広域型サービス：介護老人福祉施設

定員30人以上の特別養護老人ホームにおいて、入所者に対し、食事、入浴、排せつ等の介護その他の日常生活上の支援等を行うサービスです。

現在の状況や事業者の意見等も勘案し、現状維持とします。

## ④ 広域型サービス：介護老人保健施設

病状が安定期にある入所者に対し、看護、医学的管理の下における介護や機能訓練等を行い、入所者の在宅復帰を目指すサービスです。

現在の状況や事業者の意見等も勘案し、現状維持とします。

## ⑤ 広域型サービス：介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられるサービスです。

本市では、令和4年3月に市内の介護療養型医療施設が介護医療院に移行し、整備済みのため、現状維持とします。

## ⑥ 広域型サービス：特定施設入居者生活介護

定員30人以上の有料老人ホーム等において、入居者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練等を行うもので、入居者の日常生活を支えるサービスです。

現在の状況や事業者の意見等も勘案し、現状維持とします。

## (1) 介護保険施設及び介護専用型の居住系サービス(介護保険適用)

区 分		令和5年度	計画期間中の整備目標		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護保険施設	整備定員数	-	-	-	-
	年度末定員数	1,063	1,063	1,063	1,063
介護老人福祉施設(広域型)	整備定員数	-	-	-	-
	年度末定員数	412	412	412	412
介護老人福祉施設(地域密着型)	整備定員数	-	-	-	-
	年度末定員数	145	145	145	145
介護老人保健施設	整備定員数	-	-	-	-
	年度末定員数	360	360	360	360
介護医療院	整備定員数	-	-	-	-
	年度末定員数	146	146	146	146
介護専用型の居住系サービス	整備定員数	-	18	-	-
	年度末定員数	189	207	207	207
認知症高齢者グループホーム	整備定員数	-	18	-	-
	年度末定員数	189	207	207	207
介護専用型特定施設 (地域密着型特定施設)	整備定員数	-	-	-	-
	年度末定員数				
合 計	整備定員数	-	-	-	-
	年度末定員数	1,252	1,270	1,270	1,270

## (2) 介護専用型以外の特定施設(介護保険適用)

区 分		令和5年度	計画期間中の整備目標		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護専用型以外の特定施設(混合型)	整備定員数	-	-	-	-
	年度末定員数	50	50	50	50

※ 介護専用型は、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定めるものに限られ、混合型はそれ以外の方も入居可能。

※令和5年度は、令和5年7月1日現在

※ 年間のサービス見込量及び利用実績は巻末に掲載

## (2) 在宅系サービスの主な整備方針

### ① 地域密着型サービス：定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備誘導

在宅の要介護者が、日中・夜間を通じて24時間安心して生活できるように、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と、利用者からの通報に応じて随時対応する訪問介護・看護を組み合わせた包括的なサービスです。

現在の状況や事業者の意見等も勘案し、東圏域または西圏域にサービスを提供する1事業所を整備計画します。

### ② 地域密着型サービス：看護小規模多機能型居宅介護の周知

医療ニーズの高い要介護者に対応するため、「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」、「泊まり」、「訪問看護」を組み合わせたサービスです。

この度実施した在宅生活改善調査の結果から、医療ニーズが高くなると在宅生活の継続が困難になる傾向にあることから、医療・介護両方の支援を必要とする高齢者が利用できるよう、医療機関等への積極的な周知を図ります。

### ③ 地域密着型サービス：地域密着型通所介護の総量規制

定員18人以下のデイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

第9期計画では、中重度者の在宅生活を支えるための中心的役割を担う小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、及び看護小規模多機能型居宅介護のサービスのより一層の普及を目指すため、総量規制を行います。（第8期計画から継続）

### ④ 新たな複合型サービスについて

厚生労働省の社会保障審議会において、単身・独居や高齢者のみの世帯の増加による様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複数の在宅サービス(訪問や通所系サービスなど)を組み合わせた、新しい複合型サービスの類型を設けることが検討されています。

このような複合型サービスについては、今後の国の動向を注視しながら整備について柔軟に対応します。

※ 介護サービス事業所等の状況は第2章P26を参照

※ 年間のサービス見込量及び利用実績は巻末に掲載

## 在宅系サービスの内容

地域密着サービスの内容	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスです。
	看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズの高い要介護者に対応するため、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」と訪問看護とを組み合わせたサービスです。
	夜間対応型訪問介護	在宅の要介護者が24時間安心して生活できるように、定期的に巡回して行う訪問介護と、利用者からの通報に応じて随時対応する訪問介護を組み合わせた夜間専用のサービスです。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	在宅の要介護者が、日中・夜間を通じて24時間安心して生活できるように、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と、利用者からの通報に応じて随時対応する訪問介護・看護を組み合わせた包括的なサービスです。

地域密着サービスの内容	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症のある要介護者等がデイサービスセンターなどに通い、入浴・食事の提供等、日常生活の世話や機能訓練を受けるサービスです。
	地域密着型通所介護	定員18人以下のデイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
	複合型サービス	単身・独居や高齢者のみの世帯の増加による様々な介護ニーズに柔軟に対応できるように、複数の在宅サービス(訪問や通所系サービスなど)を組み合わせた新たなサービスの整備を目指します。
	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	共同生活住居において、認知症高齢者に対し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うもので、利用者の地域での日常生活を支えるサービスです。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の特別養護老人ホームにおいて、入所者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行う施設で、入所者の日常生活を支えるサービスです。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の有料老人ホーム等において、入居者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うもので、入居者の日常生活を支えるサービスです。

居宅サービスの内容	訪問介護	訪問介護員などが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や調理・洗濯・掃除等の日常生活上の世話を行います。
	訪問入浴介護	介護職員・看護職員が入浴困難な寝たきりの高齢者等の家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。
	訪問看護	訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が居宅を訪問し、主治医の指示に基づき、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。
	訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士等が居宅を訪問し、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行います。
	通所介護	定員19人以上のデイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
	通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院等に通い、心身の機能の維持回復を図り、可能な限り自立した日常生活を送るために必要なリハビリテーションを行います。
	短期入所生活介護	介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を行います。
	短期入所療養介護	介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期入所し、看護、医学的管理の下に介護や機能訓練等を行います。
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
	福祉用具貸与	車椅子、特殊寝台、床ずれ防止用具、歩行器等を貸与します。
	福祉用具購入	入浴や排せつに必要な福祉用具(シャワーチェア、腰掛け便座等)を購入した場合に福祉用具購入費を支給します。
	住宅改修	手すりの取付けや段差解消等の住宅改修を行った場合に住宅改修費を支給します。
	居宅介護支援 介護予防支援	要介護等認定者の意向や心身の状況等に応じて、サービス計画(ケアプラン)を作成し、利用者とサービス提供事業者との連絡・調整を行います。



## 施策3 | サービスの安定的な提供に向けた取組

団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者数が再び増加する令和22年（2040年）頃を見据え、引き続き、高齢者の自立した生活を支援し、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった介護保険制度の理念を堅持し、質が高く必要なサービスを提供していくためには、財源と人材をより重点的・効率的に活用する必要があります。

### （1）保険者機能強化推進交付金制度の活用とPDCAプロセスの推進

第2章34ページに示している保険者機能強化推進交付金制度の活用とPDCAプロセスの推進については、同ページに挙げた未達成の評価項目の実施及び検討を本計画期間中に重点的に行うこととします。

また、この交付金は、市町村の自立支援・重度化防止等の取組支援を目的としていることから、この目的を達成するため地域支援事業\*や保健福祉事業等を積極的に行っていくこととしています。

### （2）要介護認定の適正化

介護保険のサービス利用には要介護認定を受ける必要があり、また、要介護度に応じた区分支給限度額の範囲内で保険給付が行われることから、要介護認定を適正に行うことは必要なサービスの提供にとって極めて重要です。

#### ① 認定調査の適正化

市職員および介護支援専門員\*が自宅や施設等を訪問して、心身の状態を確認するための認定調査を行います。認定調査の標準化を図るため、認定調査員の研修や調査結果の全件点検を引き続き行っていきます。

#### ② 認定審査の適正化

認定調査結果及び主治医意見書から、全国一律の判定方法で要介護度の判定を行います（一次判定）。一次判定の結果と主治医意見書に基づき、介護認定審査会による要介護度の判定を行います（二次判定）。各審査会における判定の平準化を図るため、委員の全体研修等を行います。また、要介護認定の申請から認定の結果を通知するまでの期間を短くするために令和4年度から実施しているタブレットを活用した審査会のWeb化についても引き続き取り組んでいきます。



### (3) 介護サービス等の円滑な提供と介護給付費等に要する費用の適正化

#### ① 利用者主体の体制づくり

利用者の選択により適切なサービスを利用できるよう、地域包括支援センター※との連携等により、「サービス情報の公表」制度の推進や情報提供、相談、苦情の解決等の体制整備を図ります。

##### ○ 相談及び苦情処理体制の充実

介護保険制度等に対する疑問や利用相談については、その内容に応じて、市、地域包括支援センター、介護保険施設や居宅介護支援事業所において対応していきます。

特に、地域包括支援センターにおいては、高齢者の総合相談等を実施していくとともに、必要な情報を提供するなど、多面的な支援に努めます。

##### ○ 認定に対する不服

市が行った要介護認定等に不服がある場合は、県に設置された介護保険審査会に対し審査請求（不服申し立て）をすることができることを十分に説明し、申請者の権利の保障に努めます。

##### ○ 介護サービス等に対する苦情

ケアプランを作成した介護支援専門員※や介護サービス提供事業者に対し、調査等を行い、問題解決に努めます。また、解決が困難な相談や広域的・専門的な相談については、県や山口県国民健康保険団体連合会等の関係機関が相互に連携し、適切に対応します。

#### ② 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター※の中立性及び公正な運営を確保するため、被保険者代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、介護サービス提供事業者等で構成する地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

運営協議会では、設置や運営、人員の確保に関することなどを協議し、毎年度、地域包括支援センターの運営方針、支援等の内容を改善します。

#### ③ 介護事業者との連携強化によるサービスの向上

介護保険制度の改正や本市の事業方針等の共有を目的とした研修会の定期的な開催や情報共有体制の整備により連携を強化することで、高齢者やその家族等のニーズにあった質の高いサービス提供の確保を図ります。また、運営指導や集団指導等により、適切な介護保険事業運営の確保を図ります。

#### ④ 介護給付等に要する費用の適正化

「防府市介護給付適正化事業実施計画」に基づき、介護を必要とする受給者を適正に認定し、真に必要とされるサービスが事業者から適切に提供されるよう、介護給付等の適正化に取り組みます。

※ 第6期防府市介護給付適正化事業実施計画は次ページに掲載

# 第6期防府市介護給付適正化事業実施計画書

## 1 | 要介護認定の適正化

### ① 認定調査の結果の点検等

本市の認定調査は、市職員および介護支援専門員※が行っています。認定調査員の研修や委託調査結果の全件点検を行い、介護認定調査の平準化を図ります。

### ② 介護認定審査会委員の研修等の開催

委員の全体研修等を行い、各介護認定審査会における審査判定の平準化を図ります。

## 2 | ケアマネジメント等の適正化

介護支援専門員の作成するケアプランについて、国民健康保険団体連合会から提供される帳票を活用しつつ、ケアプランの点検や研修会の実施、リハビリテーション専門職の同行訪問等、保険者がともに確認し、気づきを促す協働作業を行うことで、介護サービスの質の向上・改善を図り、利用者が望む生活の実現を目指します。

## 第4章

## 3 | 住宅改修・福祉用具等の点検

住宅改修や福祉用具購入、福祉用具貸与について、利用者の自立支援、重度化防止を目的に、リハビリテーション専門職による相談支援や同行訪問により、住宅改修や福祉用具の使用の在り方について調査・点検します。

## 4 | 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検については、複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数の点検を行います。また、医療情報との突合については、後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。縦覧点検及び医療情報との突合は、効率的な実施を図るため、国民健康保険団体連合会へ委託します。

## 5 | 事業所の指導監督

地域密着型サービス事業者や居宅介護支援事業者に対し、指定・指定更新事務等の制度説明、介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進、介護報酬請求に係る過誤・不正防止及びサービスの質の向上等を重点に指導・監督を実施します。

## 6 | 介護保険制度の周知・啓発及び利用者への情報提供

市広報誌、各種パンフレットやホームページへの掲載、職員が地域に直接出向いて説明する出前講座等、様々な機会・媒体を活用して制度の周知を図ります。

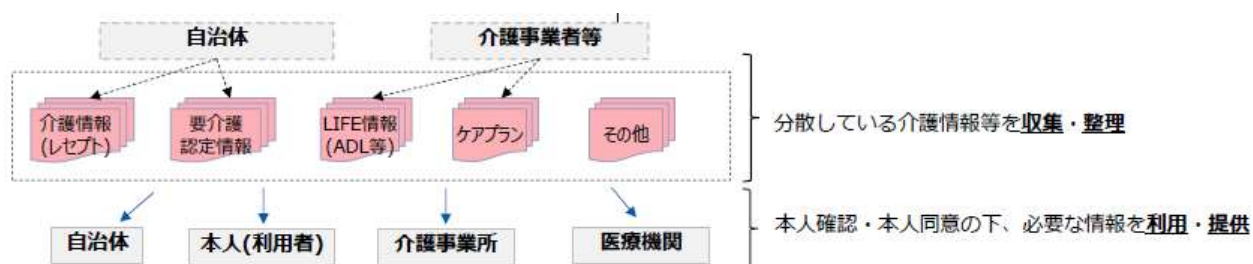
## （４）福祉用具と住宅改修の効果的・適正な利用の推進

福祉用具の購入や貸与、住宅改修に関して、効果的な利用や適正な利用を促進することを目的に、リハビリテーション専門職をはじめとする医療・介護専門職の意見を聴取する仕組みづくりを実施します。

## （５）介護情報基盤の整備

多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく、地域包括ケアシステムを深化、推進するため、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が高齢者本人の同意のもと、電子的に閲覧できる情報基盤の整備について検討し、利用者に対する介護・医療サービスの質の向上に努めます。

<事業のイメージ>



出典 厚生労働省資料

## （６）災害・感染症対策に係る体制整備

近年、頻発する災害や新型コロナウイルス等の感染症の流行を踏まえ、高齢者の安全を守るため、介護事業所等と連携し防災や感染症対策の取組を進めることが重要です。平常時から介護事業所等に対して、防災や感染症対策が図れるよう国、県からの情報を周知すると共に、高齢者等施設と医療の連携を推進します。

また、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが安定的・継続的に提供できる体制を構築するため、全ての介護事業所を対象に業務継続計画（Business Continuity Plan）の策定、研修及び避難訓練等の実施について支援に努めます。

## (7) 介護人材の確保・定着・育成

### ① 介護の仕事の魅力発信などによる普及啓発

小中学校、高校等、教育現場との連携により、「子どもの頃から福祉に関する情報を伝える」と共に、「介護の仕事の魅力発信」に取り組みます。学生を対象とした就労体験を実施し、介護の仕事の尊さや、やりがいなどの魅力を伝え、職業としての介護分野に興味・関心を持てるよう取り組みます。

また、国が定める、介護の日（11月11日）及び福祉人材確保対策重点期間（11月11日の前後2週間）を目安に、各種介護団体と連携し、市民に対して介護人材に関する普及啓発を推進します。

### ② 介護人材の資質の向上

国や県が開催する、介護職員に対する研修等の情報を各事業所に伝え、介護職員が研修を受講しやすいように環境を整えます。

### ③ 多様な人材の参入促進

役割・いきがい支援コーディネーターを配置し、短期集中予防型通所サービスを終了した高齢者に、介護サービス事業所等でボランティア活動をして、活躍してもらえよう取り組みます。

また、元気な高齢者（アクティブシニア）に、介護の周辺業務を担う介護助手として活動してもらい、介護職員の業務負担軽減を図ります。

外国人留学生や特定技能者については、国や近隣市町での受入状況等について情報収集し、事業所にフィードバックすることで受入態勢の整備や定着を図ります。

### ④ ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進

事業者を対象とした研修の受講を促進することにより、安全で安心な職場づくりを推進するとともに、介護現場におけるハラスメントについて周知を図り、介護事業所からの相談に応じる等、働きやすい介護現場に向けた取組を推進します。

### ⑤ 地域密着型サービスにおける共生型サービスの普及

地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点から共生型サービスの普及を図ります。

## (8) 介護現場におけるサービスの質の向上及び業務効率化の推進

### ① 介護保険サービス事業所の各種申請に係る業務の負担軽減

国による標準様式例や電子申請・届出システムの活用により、介護保険サービス事業所の各種申請に係る業務の負担軽減(文書量の軽減)を図ります。

### ② ケアマネジメントの質の向上

ケアプラン点検やケアマネジメント※についての研修を行い、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

### ③ 介護現場の業務効率化に資する様々な支援・施策情報の提供

国や県と連携し、ICT※の活用によるケアプラン等の利用者情報の共有化に伴う事務作業の省力化や介護ロボットの導入等による身体的負担の軽減など、国・県が実施する施策及び事業の情報を各事業所に周知し、介護事業所が業務効率化について取り組みやすい環境を整えます。